

こんにちは

日本共産党

日本共産党
横浜市議員団発行
週刊ニュース

2008. 6. 11

横浜市中区港町1-1(市庁舎内)

電話 671-3032 FAX 641-7100

E-mail: info@jcp-yokohama.com

http://www.jcp-yokohama.com/

横浜市議団です

住民税が来年10月から年金天引きに

地方税法改正により特別徴収に

今国会で成立した地方税法改正で、来年10月から住民税が年金からの特別徴収、つまり天引きされることになります。

横浜市では、65歳以上の年金受給者66万人のうち、3割弱にあたる約19万人が該当します。

天引きされるのは、公的年金等にかかる所得割額と均等割額で、給与や家賃など年金以外の収入はいままで通りの納入方法です。

住民税は、前年度の収入によって税額が決まります。現在、年金受給者は、6月に納付通知書が送付され、6、8、10月、翌年1月の4回に分けて支払うことになっています(普通徴収)。なお、サラリーマンなどの給与所得者は、6月から翌年5月まで年12回に分けて毎月の給与から支払います(特別徴収)。

来年10月からは、2か月ごとの年金支給時に、自動的に住民税が引かれます(下記参照)。

なお、税率は変わりません

市長、自らの見解を述べず

横浜市では開催中の6月議会に、市民税天引きのための市税条例改正案が出されました。

5日の本会議で、日本共産党の白井正子議員(港北区)は、4月から始まった後期高齢者医療制度で保険料の年金天引などが大問題になっているなか、本人の意向を踏まえないで年金から税金を天引きすることについて市長の見解を求めました。

それに対し中田市長は、納税者の納税の手間を省き、納税の利便性を向上させるとともに、徴収事務の効率化を図るという政府の説明を述べるだけで、自らの見解は述べませんでした。

減免は今までどおり

白井議員の質問で、減免制度は今までどおり行われ、減免が認められた場合は直ちに天引きが停止されること、事情によって減免申請が遅れた場合にも、従来どおりさかのぼって減免が適応されることが確認されました。

特別徴収の対象税額と徴収方法

2009年度

	普通徴収		特別徴収(天引き)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4	同左	年税額から6・8月に納めた税額を引いた額の1/3	同左	同左



2010年度以降

	特別徴収(天引き)					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	2月と同じ	同左	同左	年税額から4・6・8月に納めた税額を引いた額の1/3	同左	同左